はじめに

多摩市にとっての平成 13 年は第 4 次基本構想・基本計画のスタートの年であると同時に、その具体的施策の展開として、「市民自治基本条例案」の策定が開始された記録に残る年であった。

平成 12 年 11 月に東京都立大学の人見教授を講師に開催された基調講演会を皮切りに、翌年 1 月 13 日に第 1 回のワークショップが開かれてから、今日まで約 1 年 6 ヶ月の間、休むことなく毎月 2 回開催した全体会への参加者は延べ 1,300 人を超え、時間数にするとその他の世話人会・運営委員会・起草委員会等を含め、条例案策定作業に要した時間は延べ 230 時間に達する。

この間、様々な生活環境にある市民や職員が、協働作業に当ってはお互いの違った意見を遠慮なく出し合い、聞き、その相違を辛抱強く調整し、手作りの条例案をまとめ上げることが出来た。その結果、従来の要望・要求型から参画し協働することによって自己実現を図るという市民自治型へ大きく脱皮することが出来た。一つの歴史でもあろう。

まさにこの協働のプロセスこそが市政に参画する「責任ある市民」のボランティアによる「市民自治」の為の実体験ともなった。

また、作業に参加出来ない市民に対しての広報活動として行った市民フォーラムと市民 報告会も出席者の熱意に支えられ、貴重な意見と協力をいただくことが出来た。一方、手 作りの広報誌 CITIZING を 6 回、各 5,000 部を市内に配布したり、市のホームページへ全 議事録を掲載し、多くの意見をお寄せいただくことが出来た。

はじめの頃は、専門的法知識を必要とする基本条例案を「市民ワークッショップ方式で一体どのようにまとめることが出来るのか」と言った危惧があったが、杞憂に過ぎなかったようだ。

参加した市民・行政職員の粘り強い熱意と、次世代を視野に入れた「まちづくり」への 限りない想いと愛着をもって作り上げることができた。

そして、条例案と提言書を市長との約束通り提出することが出来た。

憲法改正にあたっては国民の承認が必要であるように、市民自治基本条例案の策定は多くの市民のコンセンサスの上にしか成り立ち得ないと確信する。今回のワークショップ方式での策定方法は、総合的に考えた場合、ベストの方法であったと思う。

市長は、この条例を市議会にご提案いただき、市議会も前向きの勇気ある決断によって、 先駆都市・多摩市のフレッシュなイメージを全国に向けて早急に発信されることをお願い したい。

策定作業の間、様々なご支援とご指導をいただいた人見教授、辻山教授、寺尾教授、逢坂二セコ町長をはじめ近隣の自治体の方々、さらには大久手計画工房の伊藤さん、今井さん、協働の道筋を整理して下さった政策推進協働部の方々に会を代表し深甚の感謝の言葉をお贈りしたい。

多摩市市民自治基本条例をつくる会 代表 大津山 壽久